

令和3年度 第1回大分県森林^{もり}づくり委員会

日時：令和3年6月29日（火）

14：00～16：00

場所：大分県庁新館 5階 51会議室

次 第

1. 開 会

2. 審議監あいさつ

3. 議 事

(1) 大分県森林環境税の概要について

①大分県森林環境税の概要 p 3

②第3期大分県森林環境税の成果 p 5

③第4期大分県森林環境税の取組 p 7

(2) 令和2年度大分県森林環境税活用事業の取組について

①安全・安心な道路環境創出事業（道路保全課） p 9

②魅力ある景観づくり推進事業（都市・まちづくり推進課） . . . p 14

③災害に強い森林づくり推進事業（森林整備室） p 17

④超疎植モデル林造成事業（森林整備室） p 20

⑤森林環境教育・木育促進事業（森との共生推進室） p 21

(3) 令和3年度大分県森林環境税活用事業について p26

(4) その他

①木材流通状況「ウッドショック」について（林産振興室） . . . p27

②令和4年度 全国育樹祭について（全国育樹祭推進室） p28

③今後のスケジュールについて（全国育樹祭推進室） . . . p30

4. 閉 会

大分県森林づくり委員会 出席者名簿

1. 委員名簿

		氏名	在任期間	住所	所属団体及び役職名等	会議出欠
学識 経験者	1	林 浩昭	3年目	国東市	国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会会長 別府大学客員教授	○
	2	田中 圭	3年目	大分市	大分大学理工学部 准教授	○
林業	3	大平 恵利	新	宇佐市	大分県林研グループ連合会 会長	○
	4	長 紗恵子	新	日田市	長山林事務局・大分県林業経営者協会 事務局	○
木材 活用	5	横山 武史	新	大分市	大成木材株式会社 代表取締役	○
	6	板場 奈美	新	大分市	一級建築士 もりのわ設計室	○
	7	森迫 常德	新	大分市	大分県木材協同組合連合会 専務理事	○
森林 教育	8	綿末 しのぶ	新	杵築市	みどりの少年団（八坂かっぱクラブ）会長	○
	9	菅 節子	新	大分市	NBU日本文理大学 大学事務本部部长 （キャリア支援部長）	○
	10	三ヶ田 雅敏	新	由布市	大分森林インストラクター会 会長	○
漁業・ 海	11	岡崎 都	5年目	中津市	大分県漁業協同組合女性部 監事	○
観光 (景観)	12	岡野 涼子	新	日田市	一般社団法人NINAU 代表取締役	欠
消費者	13	賀来 千恵	2年目	別府市	生活協同組合コープおおいた 理事	○
企業	14	田山 賢二	2年目	大分市	大分銀行 地域創造部 地域社会貢献グループ 副部長	○
公募	15	塚 絵理	新	大分市	大分県シェアソングネチャー協会事務局長	○
	16	駒 賢治	7年目	杵築市	一級建築士	○

2. 関係課室

所属	役職	氏名	会議出欠
道路保全課	主査	染矢 眞作	○
都市・まちづくり推進課	主事	満石 多紀子	○
森林整備室	主査	山石 山	○
林産振興室	主査	山田 哲也	○
全国育樹祭推進室	室長補佐 (総括)	上野 勝巳	○
税務課	副主幹	松田 美穂	○

3. 事務局

所属	役職	氏名	会議出欠
農林水産部	審議監(林政)	中野 賢路	○
森との共生推進室	室長	河野 智久	○
	室長補佐(総括)	松原 恵子	○
	主幹	玉田 縁	○
	主任	梨田 健也	○
	主事	大野 秋	○

大分県森林づくり委員会設置要綱

(設置)

第1条 大分県森林環境保全基金条例（平成18年大分県条例第26号）第1条に規定する森林環境保全基金（以下「基金」という。）の適正な運用を図るため、大分県森林づくり委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 基金を活用した施策に関する事
- (2) 基金を活用した県民提案事業の審査に関する事
- (3) 基金を活用した事業の成果の検証に関する事
- (4) 新たな森林づくり行動計画に関する事
- (5) 森林環境税の検証、制度の見直しに関する事
- (6) その他基金の運用に関し必要な事項

(委員)

第3条 委員会は、委員17人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者その他適当と認められる者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することはできない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、調査審議等のため必要があるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、農林水産部森との共生推進室において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成23年4月20日から施行する。

(1) 大分県森林環境税の概要について

(1)① 森林環境税の概要

① 森林環境税導入の目的

「森林環境の保全と森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成」のために必要な財源を確保するため、平成18年度に県民税の特例として森林環境税を導入

② 森林環境税の概要

- 期 間 税の特例期間：5年
 - ・ 第4期：令和3年度～令和7年度
 - ・ 今年度は第4期の1年目
- 税 額 個人…年額 500円（個人県民税の上乗せ）
 法人…年額 1,000円～40,000円
 （法人県民税（均等割額）の5%）
- 税 収 単年度 約3億3千万円
- 管理・運営
 - ・ 徴収した税は「森林環境保全基金」に積立て、他の事業と区別し活用
 - ・ 基金の適正な運用を図るため、第三者機関「大分県森林づくり委員会」を設置し、事業の審査や成果の検証等を実施

③ 全国の森林環境税導入状況

- ・ 大分県は全国で9番目に導入
- ・ R3.3現在、37府県、1市が導入

あなたの500円が500, おおいたの森林を守ります!

大分県森林環境税は、森林を県民共通の財産として保全し、県民みんなで守り育てるため、平成18年度から導入しています。

安全・安心の森づくり

- 災害に強い森林づくり**
荒木災害の防止に向けて、河川沿いの人工林を整備しています。
- 里山の景観保全**
観光ルート沿いなどの荒れた雑木を伐採して、景観を確保しています。

森を育てる・使う

- 人工林資源の再生**
伐採後の林地に苗木を植えています。
- 県産材の利用を促進**
公共施設などに県産木材を活用しています。

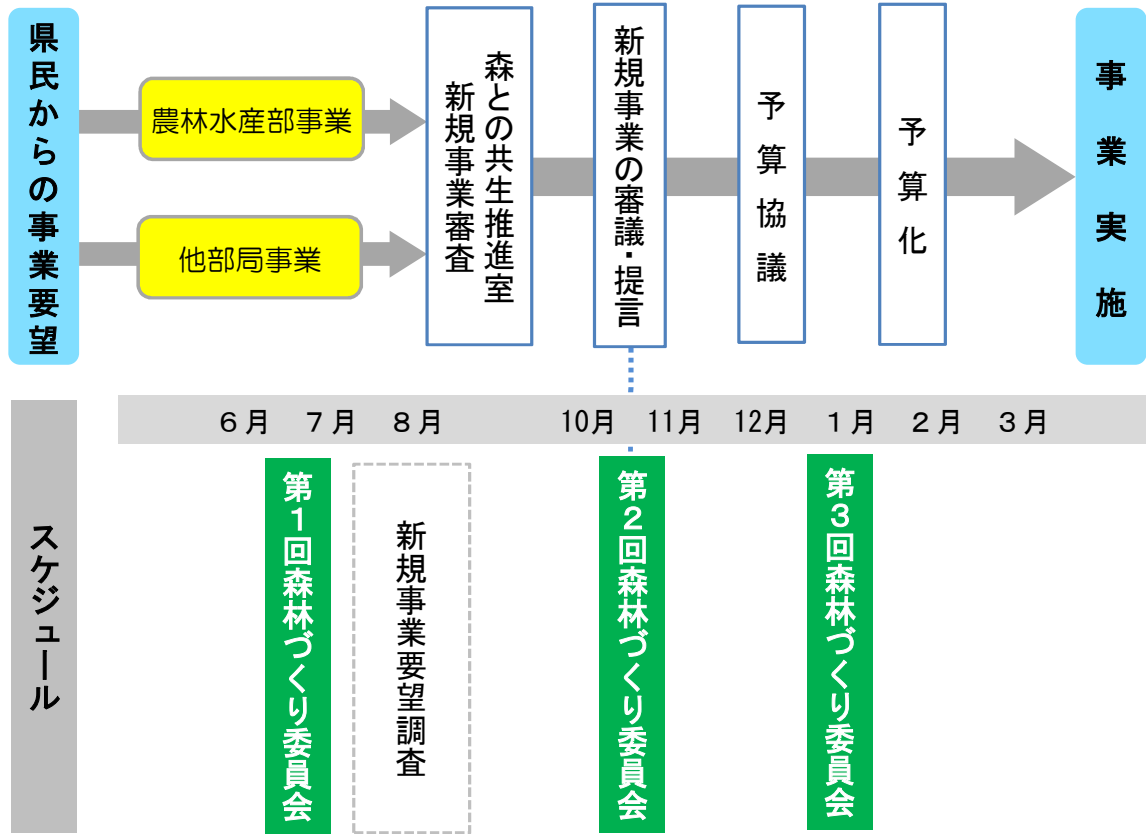
森を次世代につなぐ

- 子どもの森林体験学習の推進**
子どもが森や木にふれ楽しむ事業を実施しています。
- 森林づくり活動の推進**
森林ボランティア活動の促進や県民総参加で行う植樹活動を実施しています。

大分県森林環境税について
県民税とあわせて県民の皆さんにご負担いただいています。

【税 額】	個人/年額 500円
	法人/年額 1,000円～40,000円(均等割額の5%相当額)
【税 収】	年額 約3億3千万円
【課税期間】	令和3年度～令和7年度(5年ごとに税のあり方や使いみちについて検討・見直しを行っています。)

森林環境税事業の流れ



<メモ>

おおいたの森林を守り育てる 第3期 大分県森林環境税事業の成果

I 県民生活と自然環境を守る森林づくり 【事業費:726,112千円 46.8%】

■ 災害に強い森林づくりを推進 整備面積:149.5 ha

- ・河川沿いのスギなどの人工林を伐採し、広葉樹に転換することで、豪雨時の流木被害発生を軽減



事業前



事業後

【中津市山国川】



事業前



事業後

【日田市花月川支流】

■ 人家裏の危険木を伐採

整備箇所:90箇所

- ・急傾斜地崩壊危険地区の人家裏にある危険木を事前に伐採し、倒木被害を未然に防止



■ シカ被害対策を推進 シカ被害額が減少

H15 (ピーク時):82百万円→ R2:27百万円

- ・シカ捕獲報奨金に上乗せ補助を行い、捕獲を強化することで、シカによる林業被害が減少



シカによるクヌギ萌芽の食害



皮はぎ被害

■ 荒廃した竹林を整備

整備した竹林面積:40.9ha

- ・荒廃した竹林を伐採し、広葉樹を植栽したり、竹材やタケノコ生産林として再生。



■ 魅力ある景観の再生 整備視点場:77箇所

- ・観光地の景観を阻害する樹木を伐採し、景観を再生

【豊後高田市恋叶ロード】



【宇佐市両合棚田】



事業前

事業後

Ⅱ 森林資源の循環利用による地域活性化【事業費：518,532千円 33.4%】



■ 低コスト再造林を推進 低コスト再造林面積:3,870ha

- ・再造林放棄地を減らすとともに、植栽の低コスト化により、持続的な林業経営を推進

【荒廃した再造林放棄地】



【低コスト再造林現地】



■ 県産材の需要拡大を推進

【県立武道スポーツセンター】
構造材：972㎡ 内装材：13㎡



【東京オリパラ ビレッジプラザ】
大分県産スギ材(日田市・佐伯市)：22㎡



【使用された森林認証材】



Ⅲ 森にふれ親しみ森林づくりを支える取組【事業費：306,422千円 19.8%】



■ 子どもの森林体験活動を支援

体験児童者数:21,526人



■ 森林内のトイレ環境を整備

【中津市八面山】



【藤河内溪谷】



■ 森林ボランティア活動を支援

ボランティア参加者数:63,529人



■ 登山道を整備

【祖母山登山道】



森林に関係した様々な事業に活用しました！



森林づくりマスコットキャラクター
もりりん

(1)③ 第4期大分県森林環境税の取組

大分県森林環境税は5年ごとに、制度の在り方や取組の内容について見直しを行っています。第三者機関による在り方検討会や、県民意見(パブリックコメント)をふまえ、税制度を継続し、第4期(R3～R7)は下記テーマに沿った取組を推進します。



大テーマ 大分の豊かな森林と木のある暮らしを次世代へ

I 県民の暮らしを守る安全・安心の森林づくり

- (1)災害に強い森林づくり
河川沿いの森林整備、急傾斜地の森林整備等
- (2)シカ被害対策の推進
林業被害の軽減に向けたシカ被害対策ハンターの育成等
- (3)森・川・海をつなぐ環境の整備
流域全体の保全につながる森林づくり活動の推進

II 森林資源の循環利用による地域活性化

- (1)健全な人工林資源の循環と低コスト化の推進
低コスト再造林の推進
林業低コスト化に向けた新技術の導入
- (2)森林資源の利活用推進
竹林の利活用推進
公共施設等への県産材利用推進

III 森林を守り親しみ、次世代につなぐ取組

- (1)里山林の保全活動の推進
県民の目にふれる機会の多い里山景観の保全等
- (2)森林ボランティア活動の推進
森林ボランティアの育成や活動情報の発信
- (3)森林林業教育・森林ESDの推進
全国育樹祭の開催を契機とした次世代の森づくり
林業を担う子ども達への森林林業教育の推進
- (4)森林づくりへの理解を広げる取組
森林サービス産業の創出、県民参加の森林づくり活動
SDGsへの貢献にむけた活動提案・広報

<メモ>

「大分県森林環境税」と「国の森林環境税」の活用

大分県森林環境税(H18～)

所有者の自主的な森林管理を支援

森林資源の循環利用を促進

○課税額 個人 500円/年
企業 1,000～40,000円/年

○税の活用

- ① 森林資源の循環利用
- ② 災害に強い森林づくり
- ③ 森林づくり意識の醸成



国の森林環境税(R6～)

市町村による公的な森林管理を推進

経営放棄森林を適切に管理

○課税額 個人 1,000円/年 (R6から徴収開始)

○税の活用

- ① 経営放棄された森林の整備
- ② 森林整備を担う人材の育成・確保
- ③ 木材の利用の促進、普及啓発



大分県森林環境保全基金

○主な用途

- ①経費を抑えた再造林の推進
(植林本数を約3割削減)
- ②県公共施設の木造・木質化
- ③災害に強い森林づくりの推進
(河川沿いの森林整備など)
- ④森林ボランティア活動の支援
- ⑤子どもの森林林業教育の推進
- ⑥シカ被害対策の推進



森林環境譲与税(H31～、市町村)

国が森林環境税を市町村へ譲与*

*H31から運用開始

○主な用途

- ①経営放棄された森林の間伐など
- ②市町村公共施設の木造・木質化
- ③実行体制の整備 (専門職員雇用など)
- ④森林整備の担い手確保・育成
- ⑤上記推進にむけた普及啓発

経営放棄森林の整備



両税を活用した森林整備による、森林の公益的機能の発揮

(2) 令和2年度大分県森林環境税 活用事業の取組について

①安心・安全な道路環境創出事業

目 次

- 現状・課題
- 事業内容
- 令和2年度実績事例の紹介

安心・安全な道路環境創出事業【道路保全課】

➤ 現状・課題

道路沿線の森林は、道路と自然が調和した良好な景観の形成や運転者の快適な道路利用を促進



近年、『森林所有者の高齢化』や『森林の大径化』により、所有者個人による伐採の対応が困難



台風や豪雨時に多数の倒木が発生



『孤立集落の発生』や『災害復旧活動への妨げ』



菅原山浦線(玖珠町)



朝田日田線(日田市)

➤ 現状・課題

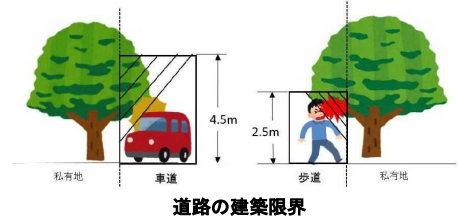
法律上の責任は・・・

- 森林所有者：民法第233条
支障木について「所有者に切除させることができる」と規定
- 道路管理者（県）：道路法第29条
道路について「安全かつ円滑な交通を確保することができるものでなければならない」と規定



支障木は、原則、**森林所有者の責任で管理**

※道路管理者は、道路の「建築限界」内の支障木の伐採を実施



近年の倒木発生時の被害が甚大

道路沿線の森林伐採要望が増加



R3.5.20 天瀬阿蘇線(日田市)

➤ 事業内容

- 倒木発生時に甚大な被害につながる恐れのある樹木の**事前伐採**
- **安全・安心な道路環境の創出**や**防災力強化**を図る



佐田駅川線(宇佐市)



緒方高千穂線(豊後大野市)



- 道路沿線の森林改善による**道路と自然が調和した良好な景観の形成**
- 危険な**荒廃森林の適切な伐採**による**災害に強い森林づくりの推進**
- 既存森林の再生による**健全な森林環境の確保**

大分市	弓立上戸次線①	1	箇所
佐伯市	梶寄浦佐伯線	1	箇所
佐伯市	四浦港津井浦線	1	箇所
佐伯市	色宮港木立線	1	箇所
豊後大野市	緒方高千穂線	1	箇所
竹田市	久住高原野津原線	1	箇所
竹田市	国道442号	1	箇所
九重町	田野宝泉寺停車場線	1	箇所
日田市	戸畑日田線	1	箇所
中津市	津民中摩線	2	箇所
宇佐市	国道500号	1	箇所
宇佐市	佐田駅川線	1	箇所
宇佐市	鳥越湯布院線	1	箇所
計	13路線	14	箇所

➤ 令和2年度実績

佐田駅川線(宇佐市大字熊)



伐採前



伐採後

安心・安全な道路環境創出事業【道路保全課】

➤ 令和2年度実績

緒方高千穂線(豊後大野市緒方町上畑)



伐採前



伐採後

安心・安全な道路環境創出事業【道路保全課】

➤ 令和2年度実績

弓立上戸次線(大分市大字河原内)



伐採前



伐採後

②魅力ある景観づくり推進事業

(都市・まちづくり推進課)

魅力ある景観づくり推進事業

現状と課題

県内には、豊かな自然環境、自然と調和した歴史的建造物や観光ルートなどの景観資源が多数あり、視点場の整備がなされてきたところであるが、手入れをされず放置された樹木等により、景観が阻害されている箇所が多く見受けられる。

目的

視点場において、眺望を阻害している樹木等を伐採することにより、景観を再生し、観光客の増加や注目度、魅力度を向上させ、地元住民が誇れる景観資源の継承を図る。

事業概要

1. 実施主体：市町村
2. 実施箇所：選定基準※を満たす箇所を選定
3. 対象経費：良好な景観の再生及び維持に要する費用
(伐採、搬出、処分、その他伐採に関連する経費)
4. 補助率：1/2以内
5. 事業費：14,211千円（R2年度）
6. 財 源：森林環境税

※下記①②に該当する自然景観を見せる箇所で、
③④の要件を満たすところ。

①観光周遊ルート沿い

例) 恋叶ロード（豊後高田市）、
観光ガイドブックのモデルコース沿い

②観光地と交通結節点（空港、駅など）を
結ぶルート沿い

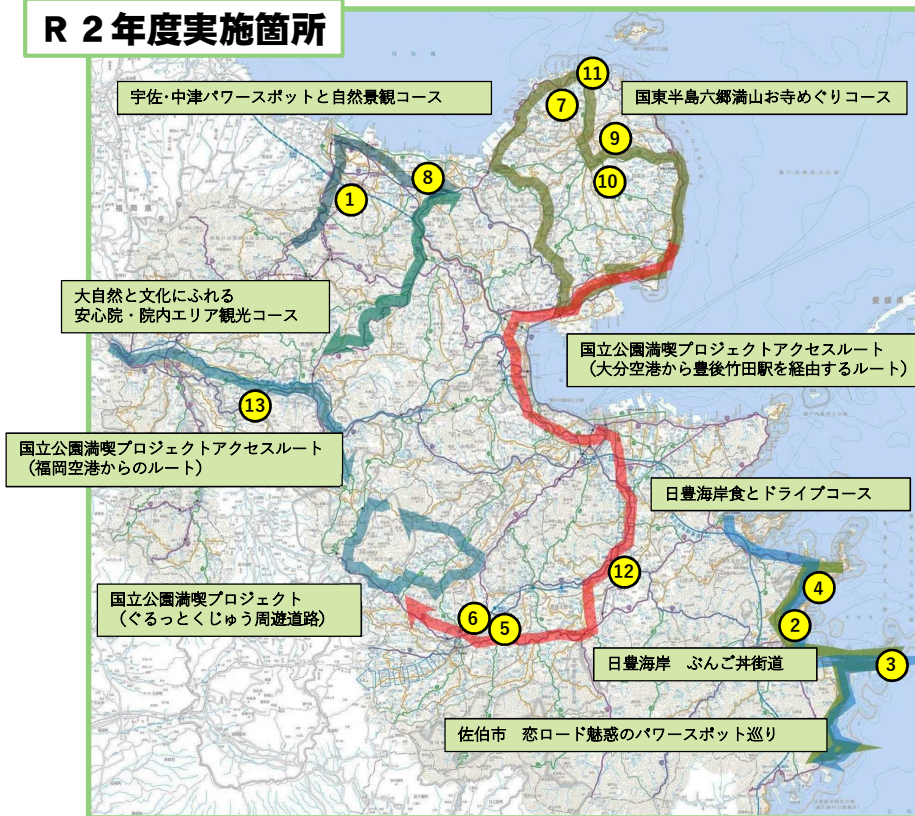
例) 大分空港道路沿い など

③景観再生後の良好な状態を、
市町村が責任を持って維持管理できる箇所

④事業実施箇所を市町村のHPや広報誌等で広く一般にPR
すること

魅力ある景観づくり推進事業

R 2年度実施箇所

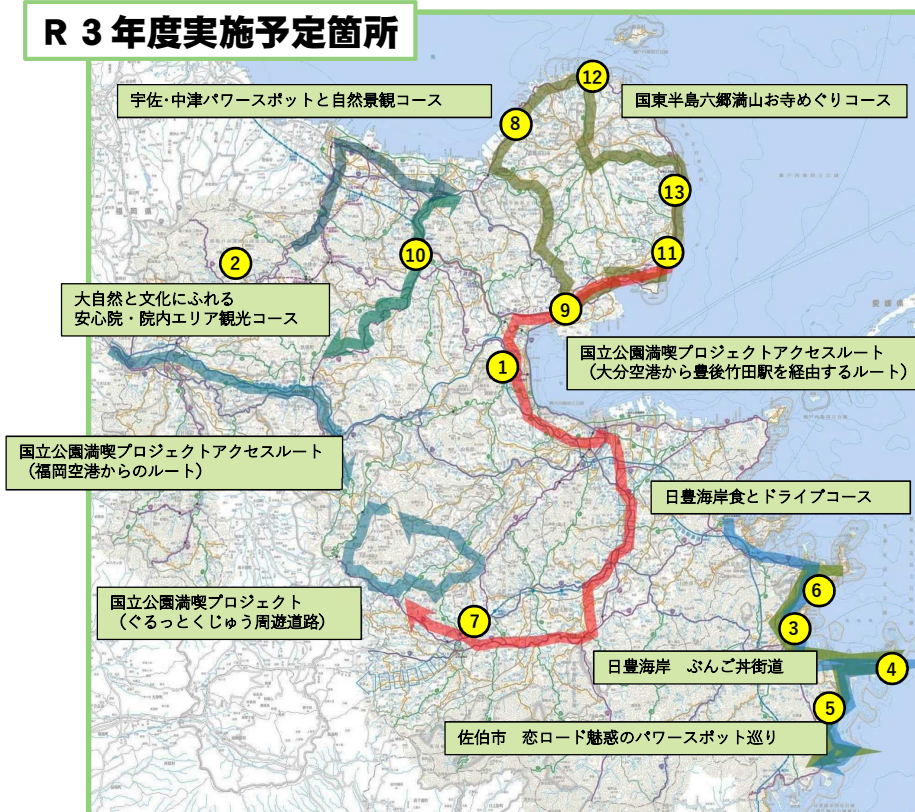


- 〈中津市〉
- 1.競秀峰展望所
- 〈佐伯市〉
- 2.城山歴史公園
- 3.鶴御崎園地
- 4.かみうら天海展望台
- 〈竹田市〉
- 5.国指定史跡岡城跡
- 6.竹田荘公園展望所
- 〈豊後高田市〉
- 7.夷耶馬
- 〈宇佐市〉
- 8.鷹居地区公園
- 〈国東市〉
- 9.文殊山山頂
- 10.梅園の里天文台
- 11.権現崎キャンプ場
- 〈豊後大野市〉
- 12.リバーパーク犬飼
- 〈玖珠町〉
- 13.三日月の滝

計8市町13箇所

魅力ある景観づくり推進事業

R 3年度実施予定箇所



- 〈別府市〉
- 1.湯けむり展望台
- 〈中津市〉
- 2.京岩の景
- 〈佐伯市〉
- 3.城山歴史公園
- 4.鶴御崎園地
- 5.空の公園
- 6.かみうら天海展望台
- 〈竹田市〉
- 7.国指定史跡岡城跡
- 〈豊後高田市〉
- 8.恋叶ロード
- 〈杵築市〉
- 9.藩校の門(北台家老丁)
- 〈宇佐市〉
- 10.打上橋・打上水路橋
- 〈国東市〉
- 11.大分空港
- 12.権現崎キャンプ場
- 13.黒津崎海岸

計8市町13箇所

魅力ある景観づくり推進事業

城山歴史公園（佐伯市）



効果：
 景観支障木を伐採したことで、佐伯市の街並や、雄大な山々、美しい海や川などの自然を一望できるようになった。

大分県の県政広報番組で事業の紹介も行っています。（R3.5.15放送）

かみうら天海展望台（佐伯市）



魅力ある景観づくり推進事業

岡城跡（竹田市）



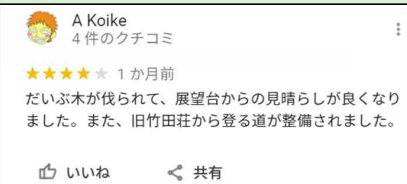
木々を伐採したことで、かつて登城道として使われていた滑瀬坂が50年ぶりに眺められるようになった。（R3.5.19合同新聞）



竹田荘公園（竹田市）



整備後、「見晴らしが良くなりました。」とクチコミが書かれた。



(R3.5：グーグルマップ)

魅力ある景観づくり推進事業

R 2 実施箇所事例（伐採後）

文殊山山頂（国東市）



権現崎キャンプ場（国東市）



競秀峰展望所（中津市）



鷹居地区公園（宇佐市）



夷耶馬（豊後高田市）



毎月、県政情報番組のミニコーナーで実施箇所の紹介も行っています！



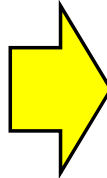
③ 災害に強い森林づくり推進事業

（森林整備室）

災害に強い森林づくり推進事業について

【現 状】

◆ 河川沿いや尾根・急傾斜地、獣害多発地では適正に管理ができていない人工林があり、森林の公益的機能の低下を招いている。H24及びH29の梅雨前線豪雨では、河川沿いの森林が浸食され流木が発生、また急傾斜地の森林では林地崩壊が発生し、人家や道路等のインフラなどに被害を与えた。

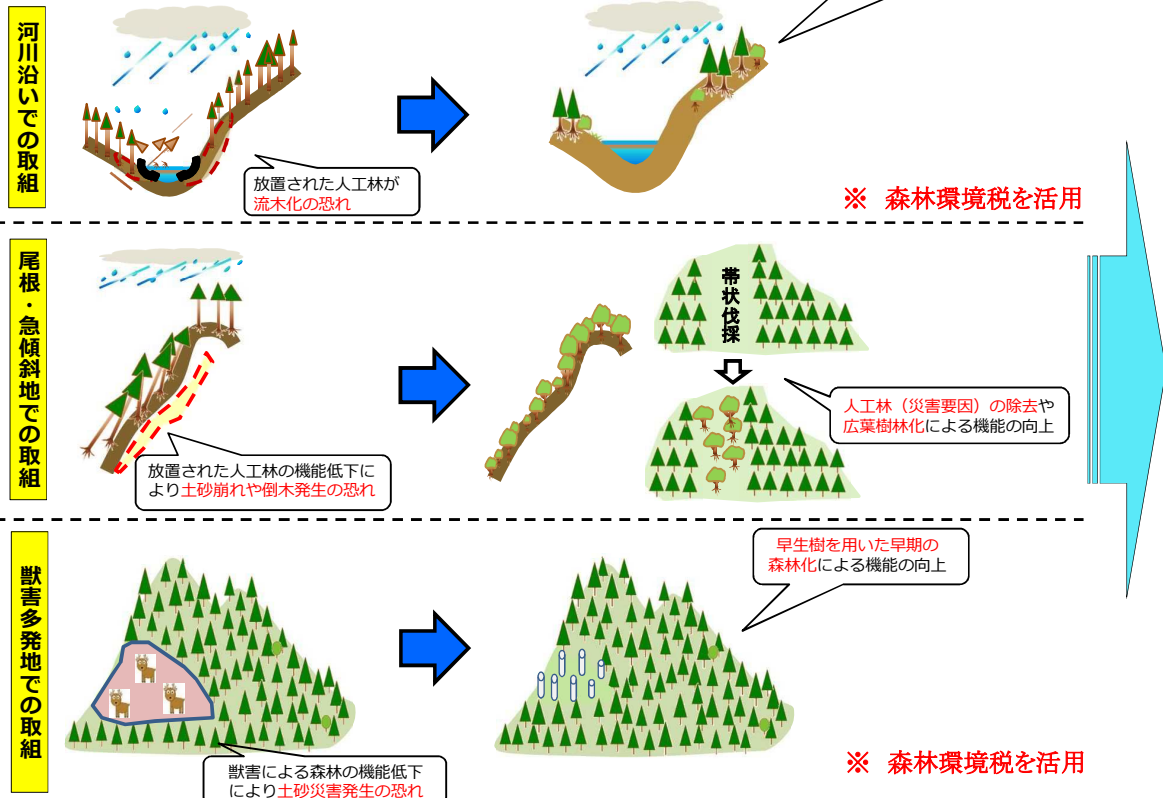


【対 策】

◆ 災害の発生等が懸念される森林について、森林整備を実施し、早期に公益的機能が発揮できる健全な森林に誘導する。災害の要因となる森林の伐採、樹種転換、適切な森林整備の実施を行い災害に強い森林づくりを整備する。

災害に強い森林づくり推進事業について

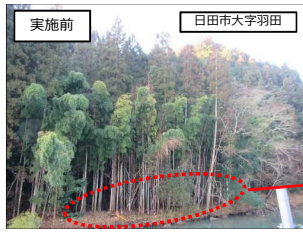
【対策の実現への取組】



災害に強い森林づくり推進事業について

【令和2年度の実績】

① 河川沿いでの実績



(R2実績)
面積：37.0ha(10箇所)



② 獣害多発地での実績



(R2実績)
面積：1.0ha(1箇所)

植栽状況 (1903年)

令和3年度森林環境税活用事業(環境林整備事業)について

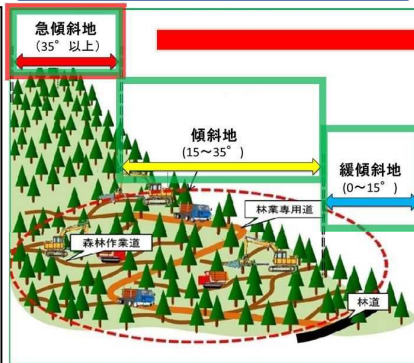
伐採届提出時の指導

現状 【指導事項】

尾根や急傾斜地など木材生産に適さない林地の人工林については、上層木を一定程度伐採し、自然植生の導入を促進することにより、**針広混交林へ誘導していく。**

※県や市町村が策定する森林計画に明記

目指す森林のイメージ



補助事業による誘導

◇ 災害に強い森林づくり事業 (H30~)

対象：スギ等の伐採 + 広葉樹の造林
補助率：100% (伐採~造林までを定額助成)
財源：県森林環境税等
条件：森林所有者と市町村長との協定締結

◇ 公共造林事業

対象：スギ等の低コスト再造林
補助率：88% (68%+20%上乘)
財源：国費、県費、県森林環境税、再生機構
条件：適法な伐採と造林 (伐採届等)

傾斜要件なし

【公共造林事業における再造林支援の状況】
傾斜や尾根谷部の違いによる補助率の差は設定していない
伐採届提出時の指導、高率補助事業による誘導に留まる

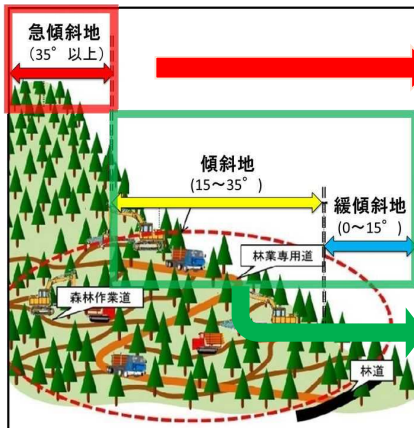
今後

自然災害の対策を強化

【指導事項の強化】

尾根や急傾斜地など木材生産に適さない林地の人工林 (**傾斜35度以上の尾根谷部**) については、上層木を一定程度伐採し、自然植生の導入促進や広葉樹の造林を行い、**針広混交林化又は広葉樹林化を図ることとする。**

※航空レーザによる正確な等高線図等を提供
※下線:変更案箇所



継続

◇ 災害に強い森林づくり事業 (H30~)

現状と同じ仕組み
*土砂災害が発生する恐れのある森林を優先的に整備

新規

◇ 公共造林事業 (環境林整備事業)

対象：傾斜が35度以上の尾根谷部での広葉樹造林
補助率：100% (68%+32%上乘)
財源：国費、県費、**県森林環境税**

改正案

◇ 公共造林事業 (再造林促進)

現状と同じ仕組み + 以下の要件を追加

【傾斜要件】
林地の傾斜が35度以上の尾根や谷部におけるスギ等の再造林は補助対象外

④超疎植モデル林造成事業

(森林整備室)

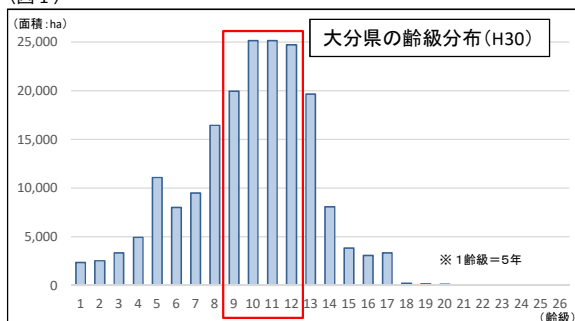
超疎植モデル林造成事業について

【現 状】

◆近年、森林資源の充実により主伐が増加（図1）。森林の公益的機能の維持や、将来の森林資源の確保による循環型林業の実現のためには主伐跡地を再造林（植栽）し、再度森林化することが必要だが、費用負担が重荷となり再造林を放棄している林地が見受けられる（大分県の再造林率：約70%程度で推移）。

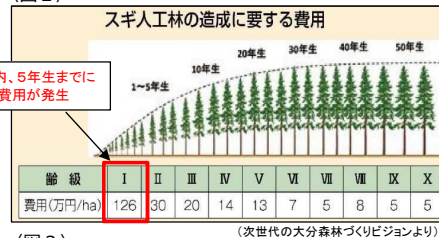
また、高齢化等により造林作業者の減少で、再造林の省力化が求められている（図3）。

〈図1〉

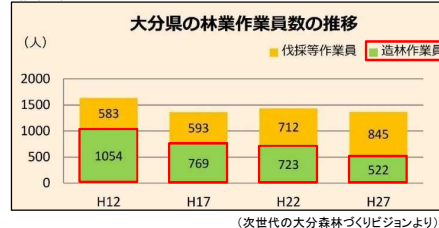


主に主伐されている森林
(9～12齢級・41年生～60年生)

〈図2〉



〈図3〉



【対 策】

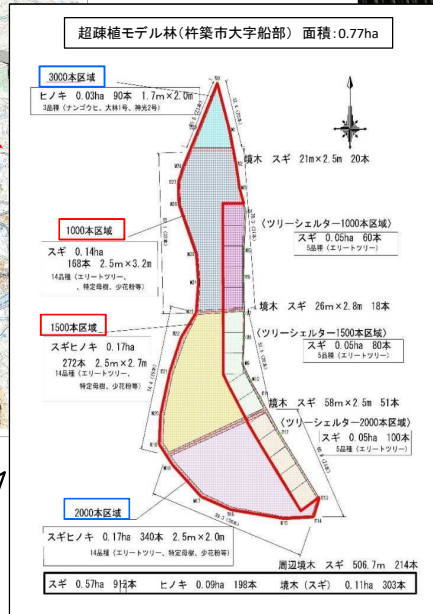
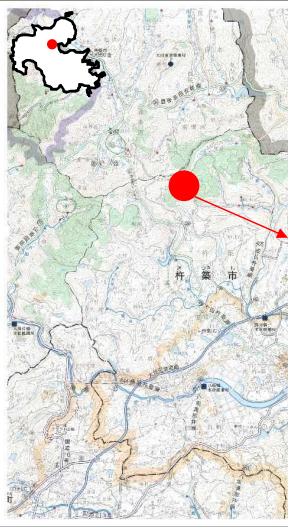
◆再造林率の向上を図るためには、再造林から主伐までに要する費用を抑制することが必要である。そのため、費用の6割程度が発生する初期段階の低コスト化を図る。

具体的には、現在の植栽本数は2,000本/haが主流で、以前より疎植となり低コストが図られるようになったが、より一層の低コスト化を図るためには、さらなる疎植が必要であり、また省力化も図られる「超疎植造林」を推進する。

しかし、超疎植造林での施業体系が確立していないため、まずはモデル林を造成し施業体系の確立を図る。

超疎植モデル林造成事業について

【対策の実現への取り組み】



獣害よりに施業体系の確立に支障をきたす恐れがあるため、**強固な獣害防止柵(鉄製)**を設置

※ 森林環境税を活用

令和2年度実績
(令和2年6月設置)



モデル林を活用し
 ・超疎植・植栽木の生長具合
 ・育林作業の頻度や作業量 などを研究→ 施業体系の確立を図る
 ※ 研究は林業研究部が実施。

超疎植造林の施業体系を確立させ、低コスト・省力化により循環型林業の実現

⑤ 森林環境教育・木育促進事業

(森との共生推進室)



大分県における「森林環境教育」の取組



森林・林業の役割を学ぶ

みどりの少年団の育成 森の先生派遣事業

林業の現場体験

森林・林業教室



木に触れ親しむ

木育



森林学習指導者の育成



木工教室



しいたけ教室

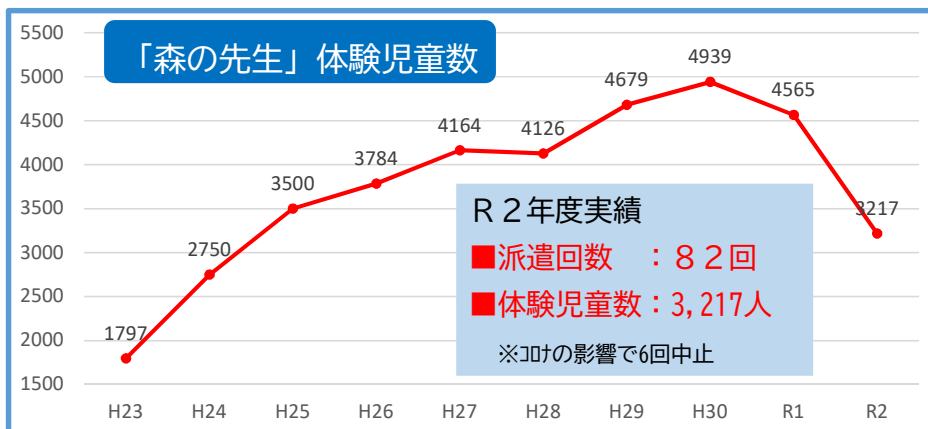
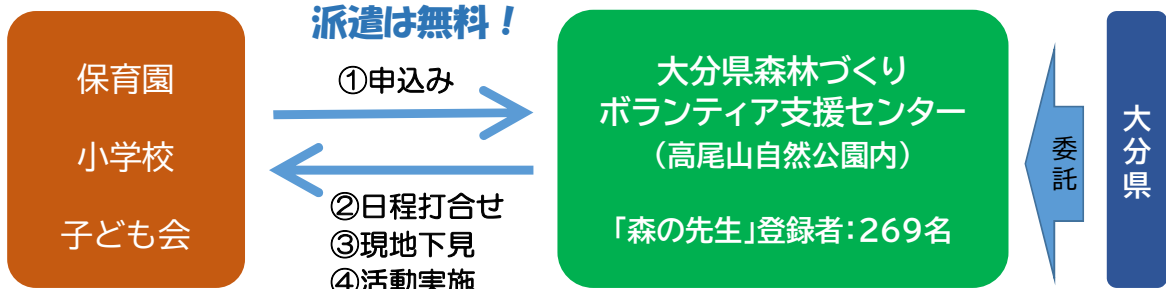


1



「森の先生」派遣の流れ

大分県森林環境税活用事業



派遣先	回数
小学校	39
育成クラブ	6
幼稚園	7
保育園	5
子ども園	6
大学	1
その他	18
計	82

2



「森の先生」派遣の状況

大分県森林環境税活用事業

- ・子ども10名に先生を1名配置
- ・活動場所は校庭、公園や神社などアレンジ
- ・常連校の口コミで派遣先が増加

課題

- ・自然体験の要望多く、森林・林業体験少ない
- ・授業との関連付けができていない場合多い



3

森林・林業教育の推進体制

おおいた森林・林業教育推進会議

- ・森林・林業教育の方針決定(R3年度中)
- ・構成員(有識者、関連団体)

森林・林業教育推進PT会議

- ・森林・林業教育の方針素案作成
- ・構成員(教育庁、農林水産部、大分大学)

大分県

事業委託

森づくり人材育成協議会

(活動拠点: 森林づくりボランティア支援センター)

- ・R2年12月23日第1回設立準備会
- ・R2年 2月 4日第2回設立準備会
- ・R3年 3月24日設立総会

【目的】

- ・森林・林業教育に関する事業の実施
- ・大分の森林を守り育てる人材の育成
- ・子ども達の多様な資質・能力を育む

【活動】

- ・森林・林業教育指導者の養成と派遣
- ・体験プログラムの作成と提供 等

【会長】

みどりの少年団育成連絡協議会 会長

【事務局】森づくり人材育成協議会

【構成員】10団体

- ・大分県シェアリングネイチャー協会
- ・大分県自然観察連絡協議会
- ・大分県みどりの少年団育成連絡協議会
- ・大分県レクリエーション協会
- ・大分森林インストラクター会
- ・(公社)ガールスカウト大分県連盟
- ・NPO法人グリーンインストラクターおおいた
- ・日本樹木医会大分県支部
- ・日本文理大学
- ・(公財)森林ネットおおいた

4

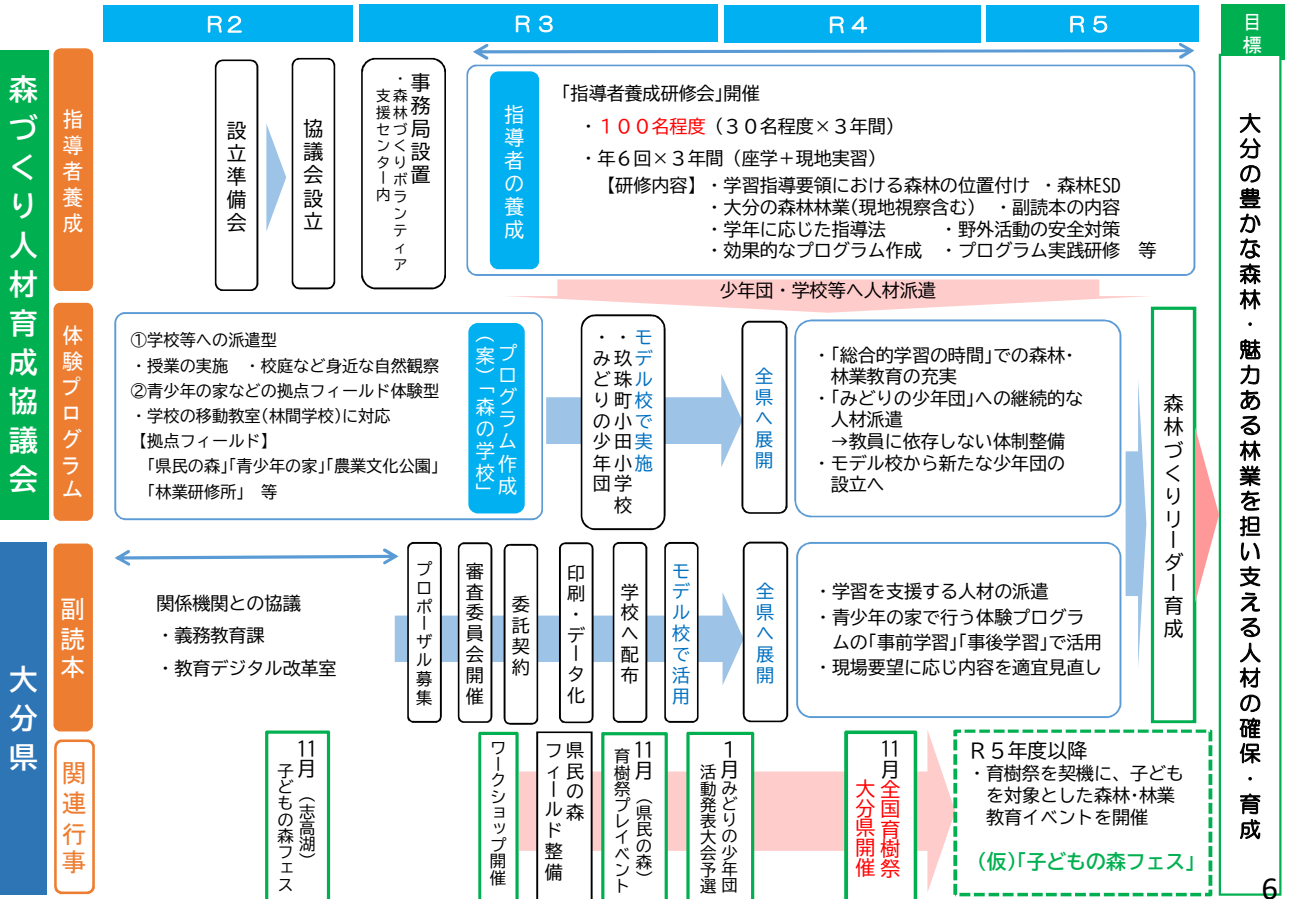
R3 森林・林業教育促進事業

森林・林業教育に関する施策体系



大分の豊かな森林・魅力ある林業を担い支える人材の確保・育成 5

森林・林業教育促進事業スケジュール



大分の豊かな森林・魅力ある林業を担い支える人材の確保・育成 6

今後の森林・林業教育の推進イメージ



<メモ>
